

平成25年 教育委員会第1回定例会 会議録

日 時 平成25年1月22日（火） 午後3時00分～午後5時21分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【子ども総務課】

(1) 平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）

【指導課】

(1) 平成25年度千代田区教育委員会教育目標及び基本方針

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 移動教育委員会（2月12日）

(2) （仮称）子どもの遊び場に関する基本条例

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 通学路安全点検の結果について

【学務課】

(1) 学校給食における食物アレルギーによる事故

(2) インフルエンザの状況

【指導課】

(1) 平成24年度東京都教育委員会児童生徒等表彰の結果について

出席委員（5名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	近藤 明義
教育委員	市川 正
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員（9名）

子ども・教育部長	高山 三郎
次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	木村 博子
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	辰島 健

子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明
指導課長	佐藤 興二

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	鶴田 優子

中川委員長 開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。
ただいまから、平成25年教育委員会第1回定例会を開催いたします。
本日、欠席者はありません。
今回の署名員は、近藤委員にお願いいたします。

近藤委員 わかりました。

中川委員長 今日は、今年度初めての定例会ということで、また今年もよろしくお願
いいたします。

◎日程第1 協議

子ども総務課

(1) 平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）

指導課

(1) 平成25年度千代田区教育委員会教育目標及び基本方針

中川委員長 日程第1、協議に入ります。協議は2件ございます。
まず、1つ、平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）について、子ども総務課長よりご説明をお願いいたします。

子ども総務課長 本件につきましては、平成24年12月25日の定例会におきまして、中間報告ということで、全体の構成についてご紹介させていただき、あわせて教育委員会事務局で自己評価いたしました点検評価シートについてお示したところでございます。有識者3名の方々のご意見も紹介したところでございますが、それに対する、本日は教育委員会のまとめ、また全体の構成の冒頭の言葉について、加えてご紹介したいと思っております。
まず、1ページ目ですが、「平成24年度 教育委員会の事務の点検・評価について」ということで、例年出しております冊子の冒頭に掲げる文章でございます。
冒頭から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正があって、平成20年から点検・評価について行っている。そして、平成23年度からは、

テーマを絞り込んだ形で、具体的には共育マスタープランに掲げる施策に沿った形での点検をしていくことを紹介いたしました。平成24年度については、この中でも、「基本的方向1 子どもがのびのびと健やかに育つように支援する」、「基本的方向4 子どもの成長に応じた経験や学びの場をつくる」、「基本的方向5 社会全体で子育てや教育の向上に取り組む」、「基本的方向6 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」に連なる事務事業の12件について自己点検いたしまして、有識者委員からご意見を頂戴したところでございます。概して、好意的なご評価をいただき、先生方にお礼ということで、冒頭の挨拶は終わっております。

また、教育委員会としてのまとめということで、3ページから5ページに記載がでございます。3人の委員の先生方から、教育部門に関するご提言、ご意見、そして子どもの安全・安心に関するご意見、次世代育成に関する放課後子どもプラン事業についてのご意見、そして青少年委員会活動に関するご意見、点検・評価の会議は延べ4回行い、その間に2回の施設見学を行いました。新設いたしました新しい教育保育施設についてのご意見、ご感想もいただきましたので、それに対する区としてのコメントを、それぞれつけさせていただいたものでございまして、若干のご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、教育部門におきましては、順不同になってしまいますが、まず国際教育の取り組みについて、基本的には、小学校だけではなく、保育園、こども園、小学校段階から英語教育をしていくことについては評価をいただいたところでございます。さらに続けてほしいといったご指摘もあります。区としても、引き続き外国語教育についての充実を図っていくということで、繰り返しになってしまいますが、外国語教育の充実についてはさらに取り組んでいくんだということの説明。

2番目といたしまして、社会体験・インターンシップにつきましては、社会福祉施設を中心にした取り組みに加えて、幅広い社会体験の実施というのもどうかといったこととか、3日間ではなくて5日間を試してみたらどうかといったご指摘、ご提言がございました。それに対しまして、区は、当面は現行の対象事業、具体的には福祉施設の体験、そして期間についても3日間ということは維持していきたいんだと。そして、その中では、その3日間の体験が有意義なものとなるように、より協力事業所との連携を密にし、学校間の連携をとり、期間の短い中でも子どもにとって非常に有用な体験としていきたいといったコメントをいたしました。

アーティスト・イン・スクールにつきましても、好評価でございました。こちらの事業についてもさらなる継続をしていくといった趣旨の考え方を伝えました。

子どもの安全・安心に対する施策につきましてもご評価いただいております。これについても引き続きのさらなる事業の充実と、今般、世間を騒がせ

ました交通安全に関する取り組みについても、さらに配慮をしていくということに記載いたしました。

放課後子どもプラン事業につきましても好評価をいただいております。また、学童保育事業については、多種多様な要望がございますが、そういったニーズに対しても、既存の事業の工夫とか拡充を図りながら、よりニーズに的確に答えていきたいといった考え方をお示しました。

小学生の居場所づくりについても、いろいろと取り組んでご評価いただいているところでございます。

中高生の居場所づくりについては、まだまだ不十分な点があるのではないかとといったご提言、ご指摘がありました。確かにそのとおりであるところはありますが、既存事業の創意工夫とか、区内の私立学校も含めた形での、現在でもやっておりますが、さらなる情報の共有化を図り、着手できることから、居場所づくりも含めた形での中高生対策施策について進めていきたいと書いたものでございます。

青少年委員会活動について、事務局の説明が不十分だったところがあったのもあるかもしれませんが、総花的に見えるといったご感想をいただきました。事業の選択と集中を図ったらどうかといったご提言もありましたが、青少年の活動については、常に地域の小学校・中学校の行事、地域行事との緊密な連携と協力によって行っているところがあって、総花的に見えるのは、そういったものと寄り添いながらやっているところがそういうふうに見えるのではないかということ。そして、青少年委員会活動の背骨になるところは、連綿と自然体験事業を引き続き行うことと、発達障害に関する理解促進、そして協力といったところが活動規範としているということについて改めてお伝えし、ただ、担当部署の力不足もあるかもしれませんが、青少年委員会活動に対する情報発信が少し不十分なところについては、さらにそこを拡大、充実させていくことがあるかもしれないと書かせていただきました。

そして、施設を2カ所ご視察いただきました。移動教育委員会でもご覧いただきましたが、竣工後の麴町中学校と、昌平幼稚園についてのご感想をいただきました。麴町中学校については、公立中学校と思えないほど立派な施設なので、教育内容での充実を求められたところでもあります。保育園については、幼稚園と保育園の連携の施設ですが、保育園部分についての面積が少々狭いのではないかとといったご指摘がございました。それに対して、言葉足らずで大変申しわけなかったのですが、狭いという指摘はありますが、ここは認可・認証保育園の設置で定められた園児1人当たりの面積基準は満たしているところでございます。昌平の保育園については、本来5歳児の定員が、5名のところを7名としたところでありまして、平成24年度からは3歳児の長時間保育課程を新設している関係もありまして、既存の4歳・5歳児の在園の、いわゆる短時間の園児の数が少なく、在園児数が非常に少ないと。本来ですと、90名の定員のところを、現在30名の子どもたちしかいなくて、相対的に幼稚園の部分は広々としていて見えるのですが、0・1・2歳

の保育園部分は、定員いっぱいに入っているの、少し手狭に見えるところがあると。なるべく既存の保育施設の保育室の面積を最大限生かすように、仕切りを低くしまして、見える中で、移動させながら、なるべく狭隘さを解消するような工夫をしていますよといったようなご説明をしたのですが、ここの説明では、言葉が足りませんので、また次回にも改めてご説明させていただくときには、より丁寧な説明をさせていただきたいと考えております。昌平幼稚園、保育園の連携の中での既存の園児の定数と、保育園の受け入れ園児の定数の関係が、学年進行で、この部分は解消されて、見た目の狭小感は改善されますよということについてきちんとお答えしていきたいと考えております。

最後に、委員から、10年先の教育施策の展望について期待するといった、激励の言葉をいただきました。これに関しましては、一昨年策定いたしました共育マスタープランの考え方に沿うた形で施策展開を進めてまいりたいとまとめたものでございます。

全体の構成は、冒頭の言葉、今回は触れていませんが、点検・評価に関する自己評価、外部委員の意見、それに対する教育委員会としての考え方、活動報告、これが一式整いましたところで、平成24年度の点検・評価の総体となるということございまして、今日は、まとめまして、事務局案でございますが、教育委員会としての考え方ということについてご紹介させていただきました。

当然、言葉や説明が不十分な点がございます。こういった点につきまして、色々ご指摘、ご指導をいただければと思ひまして、ご提案したところでございます。

説明は以上でございます。

中川委員長

説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

古川委員

事務の執行の状況と点検・評価について、改めて見させていただきました。千代田区独自の事業が多くて、千代田区の教育委員会は積極的な取り組みをされているのだなど、改めて感じました。

「有識者からの意見に対する教育委員会としてのまとめ（案）」については、特にないのですが、細かいことなんですが、インターンシップの表記が、「インターンシップ」と「インターシップ」とまざっておりました。

話がずれるのですが、今回、点検項目にあがっていた児童の安全確保対策のこども110番の件なんですが、110番連絡会があつて、実際には各小学校のPTAの保護者が動いていると思ひますが、110番の協力の家に、毎年、継続の依頼とか、ステッカーのメンテナンスの作業があります。近くの小学校では、数年前からこども110番の家に関する作業を、新1年生の保護者が担当になりました。新1年生の保護者と、お子さんも一緒に割り振られたお家に実際伺って、ご挨拶をしているそうです。そのときに、協力していただいているお家の方といろいろ話ができて良かったという話を何度か聞いていま

す。

入学するに当たって、子どもは1人で通うことになりますので、親子で登下校の安全について考えるいい機会にもなりと思います。あと、今まで子ども110番はすごくありがたいなと思っていたんですが、もしも本当に助けを求めたいときに、子どもがその家のドアを実際にあけて入っていけるのかと疑問があったんですが、親子で何軒か伺って、実際そこの方とお話をするような機会を設ければ、子どもも身近に感じられるのではないかなと思いました。

この事業も、主体は「こども110番連絡会」だと思いますが、効果的に運用されるために、学校ごとに試行錯誤がされながら、近くの小学校の例のように、より有効的に活用されていていっているのを聞いてとても嬉しく思いました。

中川委員長
子ども総務課長

ありがとうございました。

子ども110番に関しまして、直接お答えになっていないかもしれませんが、たしか平成13年度頃から、地域ぐるみで子どもを守るという活動の中で、通学路に、沿道のご家庭とかお店に、不審者が来たらそこに駆け込んで大丈夫だよという活動を、さまざまな形で、学校によっていろんな取り組みの仕方があるようです。年に3回ほど子ども110番の関係の各小学校のPTAの代表の方々の会合が持たれます。2月、6月、10月ですか、行いまして、各校それぞれやり方があって、その地域に合った形での取り組みをなさっていて、古川委員のお近くの小学校だけではなくて、新1年生の親御さんとお子さんがご家庭なりお店に行って、趣旨をお伝えしてお願いに行くというスタイルになっています。

学区域が広い学校は、50メートルメッシュ（区画）だったか、100メートルメッシュだったか、その中にほとんどの全校の保護者を投入して、毎年7月、8月かけて、一斉にお願いに行き、110番の事業の趣旨をお伝えするという学校もあって、それは地域によってまちまちだと思うんですが、この取り組みが、連綿とPTAの親御さんから親御さんに伝えていくというところで、よき伝統というんでしょうか、子どものそういう不審者に対する安全・安心、最近では、交通安全も含めて、親御さんだけではなくて、地域の方々もこの取り組みについて理解していただくために、親御さんに非常に汗をかいていただいております。それに対して、行政は側面的なお手伝いをしております。ステッカーやポスターをつくったり、あるいは道具類を差し上げたりといったところでやっているんですが、日常的にそういう会合を、年に3回ではありますけども、重ねていく中で、最低限のコミュニケーションは、区と教育委員会と110番の活動をなさっている、具体的にはPTAの役員の方々とコミュニケーションをとって、各学校で起きている情報についてはいろいろと意見交換をさせていただいて、私どもも非常に生の声を聞ける場として助かっております。

この事業については、色々な意味で、PTAの横の連絡というのがない中

で、子ども110番ということで、各校が連携し、その情報を共有化しており、非常に、別の意味で良い仕組みなのかなと、私は担当課長として思っているところがございます。

中川委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

市川委員

今の話なんですけど、古川委員のおっしゃったのは非常に大事だと思うんですよ。幾ら役所でも、学校と委員の間でコミュニケーションがよかろうが何だろうが、万一のことがあったときに、子どもが駆け込めなければ何の意味もないんですよ。ですから、保護者の方と子どもが訪ねて、この家が110番だよと訪ねていくという話がありましたよね。そういうことが一番大事なことなんでね。役所とその方との間でコミュニケーションができるというような点だろうと思うので、その点を工夫していただきたいなと思います。

ぜひ、子どもさんを連れて、このおうちが110番だと、小さい子はわかりませんからね。小学校1・2年生の子どもが考えただけでは。ですから、なかなかそういうのはできないので、そういう要素も考えていただければと思います。

子ども総務課長

この安全・安心パトロールというのが、毎年4月の第3水曜日に全校一斉にやるんですよ。私もお邪魔させていただいて、あえて低学年の子どもに、子ども110番知っているか、と聞きますと、知っているんですよ。だから、随分浸透はしているのではないかなと思います。さらに本当にそれができるかどうか、確かに市川委員のご指摘のとおり、知っているということと、行動できるのはまた別なところがありますから、学校の先生方も含めて、行動ができるかどうかについての工夫は必要かなと思います。

中川委員長

ありがとうございました。

市川委員

ほかの件でいいですか。

中川委員長

どうぞ。

市川委員

先生からは、インターンシップを3日から5日ぐらいにしないと意味がないんじゃないかという指摘があるんですが、どうなんですか。

指導課長

東京都で、職場体験という形で、区にも実践するよという形でおりにきている部分もあります。そのときに、東京都の説明としては、神戸市では、連日5日間というような形だが、学校、地域の実態によっては、事前指導、事後指導を含めて5日間ということでも構わないというような説明だったのです。

実際、千代田区で進めていく中では、このインターンシップ業務につきましては、委託事業をしているところで、業者にきちんと事前指導、それと事後指導をしていただくということが明確に打ち出されているので、その2日間も含めて5日間という、実質3日間しか体験はしていないのですけれども、そういった形をとらせていただいております。

ただ、これまでの職場体験、あるいはインターンシップ等の実績、これま

での成果を見ますと、長い方がより効果はあるだろうなというようなことは言われております。ですので、今すぐに5日にするというのはなかなか無理かとは思いますが、学校の実態、あるいは受け入れ先の実態等も鑑みまして、今後、3日から5日に延ばすかどうかの検討はしてまいりたいと思います。

市川委員 わかりました。。

もう1つ、アーティスト・イン・スクールの話なんですけど、これは実際3人の先生方はご覧になったんですか。

子ども総務課長 見ていないです。アーティスト・イン・スクールという事業はこういうもので、それに対して事務局としてこういう自己評価をしているということをお伝えしました。ですので、実際は、活動の具体のものはご覧になっておりません。

市川委員 そうですか。非常に残念だと思うんですね。実際に子どもたちがどういう反応をするかというのが必要なんであってね。確かにこの事業それ自体は良い事業なのかもわかりませんが、子どもたちが興味を持ったりしないことには何の意味合いもないことなんですね。それは教育委員会の、いわゆる全ての事業についてそういうことが言えるんだと思うんですが。

例えば、どんなアーティストを呼んでいるんですか。

指導課長 小学校の例で申し上げますと、国際フォーラムで実施されるラ・フォル・ジュルネというコンサートがございます。毎年テーマが違っていたりとかするんですが、そちらの演奏者の方に学校に来ていただいたりだとか、あるいはリハーサルの風景を、何校か、実際の会場に行ってみ学するというようなものがあります。

また、幼稚園、こども園におきましては、その園でお呼びしたいという、具体的にお名前は出せないんですが、和楽器だとか、あるいは洋楽だとかというような形でのアーティストを呼ぶというのはあります。代表的なのは、そのラ・フォル・ジュルネです。

市川委員 非常に難しいですよね、ラ・フォル・ジュルネは。私も毎年行っていますけどね。途中で嫌になるような演奏もあつたりして。子どもたちはどうなんですか。

指導課長 大人向けのコンサートとはまた違いまして、小学生向けに、楽器の説明いうようなところから、丁寧にお話をさせていただきながら、オーケストラの演奏に触れていくというところから始まります。それを踏まえてからリハーサルを見に行くということになっていますので、いきなり高度のものを見るというものではなくて、きちんと事前に、子どもたちにも、楽器とか、曲のこととかというの踏まえながらやっています。子どもたち自身は感動は多いものだと伺っております。

中川委員長 ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポンは、プログラム自体が子ども向けに工夫されたりとかというのがありますし、ああいう本格的な演奏家に来ていただくというのはすごく良いことだなと私は思っています。

他によろしいでしょうか。

近藤委員

前回いただいた有識者の個別意見を読ませていただいた後で、お送りいただいたものをずっと読んでいくと、委員の方々のご意見を十分受けとめた前向きな考え方でまとめられてあって、私は、このまとめ方は非常に良いという失礼な言い方なのかもしれないけど、非常によくまとまったものだなと受けとめていました。

しかも、議題が違いますが、この後の平成25年度の教育委員会の基本方針で、幾つか施策が述べられておりますが、それらとダブらせて考えてみると、非常に前向きで、提言されたことは新しい事業として拡充していつているということで、こういうまとめ方でよろしいのではないかなというのが感想でございます。

それと、さきほどインターンシップのことが出ていましたが、この部分はきっぱりと現状のまままでと言い切ったものですね、3日間で。この前の新聞の報道で、高等学校でキャリア教育を必修にしているというような方向性も出てきたみたいですし、中学生のインターンシップ3日間というものを延ばして、拡大していくというのは、そのキャリア教育の動きや何かを見ながら、中学校・小学校でもさらに深めてという必要感がより出てくれば、当然日数も延ばさなければいけないのだと思いますし、そういうことでいいのではないかな、現状の3日間ということで良いのかなというのが私の意見です。

以上です。

中川委員長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

インターンシップなんですけど、福祉施設を中心とした取り組みというのが、今中心になっていますよね。社会体験ということになると、私は幅が広い事業も必要なんじゃないかなというのは思います。福祉関係だけではなくて、いろいろと。将来を見据えると、こんな仕事もあるということ。そういうことに関しては、この中ではどういう位置づけなのでしょう。

指導課長

今ご指摘のとおり、中学生には、さまざまな職場があり、それを自分に合った職業として選択をしていく、その経験としての職場体験、インターンシップという考え方がございます。今回このインターンシップにつきましては、福祉施設を中心として、幼稚園、こども園の体験もあるんですが、福祉施設を中心としたものにあくまでも限定をさせていただいてもらっています。それは、実は中学校1年生で、いわゆる委員長がご指摘されているような、自分で自分の行きたい職場を探して、自分で予約をとって体験をするというような学習が、中学校1年生で行われています。中学校2年生がこのインターンシップ事業に該当するわけですけれども、中学校2年生においては、ある程度、福祉施設等に限定をしてやりましょうということで行っていますので、子どもたちにさまざまな選択の場は用意してあるという現状はあります。

中川委員長

わかりました。ありがとうございます。

それと、私は青少年委員出身なのですが、今まで青少年委員会は、その時々、どんな問題があるかなということを含んで話合って、その中から自然体験が必要だとか、それから将来について学んだりしてきたんですが、教育の問題というのは、青少年委員の立場から見ると、何が問題になるかというのは変わってくると思うんですね、社会の状況によって。だから、そういう意味では、自然体験や福祉関係に特化しているということは、必ずしもそうではないということをご承知おきいただければと思います。

子ども総務課長

大変失礼いたしました。そういったつもりで書いたのではなくて、基本的な、ここ数年の活動の実績を拝見いたしますと、自然体験事業と発達支援に関するさまざまな取り組みなどいろいろやっておられて、加えて、社会経済状況の変化に応じた形で、小中学校の校長先生との懇談を行うとか、あるいは別の形で青少年の健全育成活動をしている団体と意見交換を行ったり、知見を広めておられますし、また性教育のお話を聞くとか、いろいろとアンテナを張りながら、知見を広めるというのはもちろん承知しているのですが、それを全て書くのではなくて、なるべく丸めて書きたかったのです。書いた私が申しわけなかったんですけども、そこら辺は膨らませて、きちんと記載させていただきたい思います。

中川委員長

特化しているのではないということだけ明記していただければと思います。

近藤委員

この部分の私の受けとめは、要するに現状の青少年委員会の活動を、肯定的な捉え方をしてこう書かれているんだと、意図してそういうふうにかかれたんだと理解をしていたんですね。青少年委員会の活動というのは、設立の趣旨からいくと、子どもたち、青少年の自主的活動になる核づくりをする。そういう人材育成というのが青少年委員会の本来の目的ですね。ですから、この形で書いてしまうと、多分、青少年委員会に詳しい方はさまざまな意見をお持ちになると思うんですが、そこをさらに肯定的に、教育委員会として、認めてという意味合いを含んだ文章なのかなと私は受けとめたんですね。

中川委員長

ほかにはいかがでしょうか。

あと、1つだけ。10年先を展望する施策展開を期待されていますが、これはこれでいいと思うんですが、私たち全員の意識として、将来を見据えたという形のいろいろな取り組みは、これからも意識していかなければいけないのではないかなと思いました。

ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、特にないようですので、この件については、次回も教育委員会で協議いたします。

それでは、次に、平成25年度千代田区教育委員会教育目標及び基本方針について、指導課長より説明お願いいたします。

教育委員会資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

まず最初に、この資料の見方なのですが、上の□の赤字につきましては修正した事項・文言、青字につきましては新たに使用した事項・文言、取り消し線で見え消しでございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、教育目標です。教育目標につきましては、毎年度、若干の見直しはするものですが、大きく変えるものではないという認識に立ちまして、来年度の教育目標につきましては、中身は一切変わってございません。ただし、文言を1カ所だけ訂正をいたしております。□の下から4行目、「できる生涯学習及び他者や社会」という形で、「実現し」が、後からまた、「共生社会の実現を図るとともに」と重複であるので、「及び」という文言に修正をしたものです。

以上が教育目標の平成25年度（案）です。

続きまして、「平成25年度の千代田区教育委員会の基本方針（案）」についてのご説明を申し上げます。

見方につきましては、先ほどの説明のとおりですが、まず初めに、大きく変更したところから口頭でご説明申し上げます。

1点目は、基本方針1の四角囲み（1）「人権教育の推進」、青い字をご覧ください。昨年度までは、特に表題はなかったのですが、今回は、何々教育の推進だとか、何とかの向上だとかいう表題を新規に示しております。

続きまして、2点目ですが、基本方針1（3）の2点目の中黒をご覧ください。下線のずっと後に、四角囲みで、「H24 基本方針5（4）」と記載がございます。このように、基本方針の内容の入れかえをしております。ですので、この四角囲みを見ていただくと、基本方針の何番の何からこちらに移ってきたのかというのがわかるかと思えます。

続きまして、3点目です。同じく（3）の「いじめや不登校への対応」の中黒の1つ目の3行目、「また」以降、これも後ほどご説明申し上げますが、スクールソーシャルワーカーという新しい事業に関連するものを、きちんと基本方針の内容に位置づけているものです。

続きまして、4点目、「基本方針3」をご覧ください。基本方針3の取り消し線も含めて、6行目、7行目をご覧ください。何々「にする、そのため、人々が」というような、第1段落では何々をすると、第2段落では、そのためこういうことを推進していきますという表現に改めております。これが後の基本方針5、基本方針6にも関係してきます。

その次に、大きな改正点、5点目ですが、基本方針4、これまでは、基本方針の中身につきましては大きく変えてはおりませんでした。ただし、知・徳・体を基本方針の1、2、3に位置づけていこうと考えましたので、従来、基本方針3に入っておりました伝統文化の継承という内容につきましては、基本方針4という形で入れて、方針の内容を組み変えております。

続きまして、最後の6点目ですが、昨年度までは基本方針5まででございまして、基本方針5の内容が、家庭教育の充実と教育施設と地域社会の連携

という内容で大きくくくられておりました。それを、今回は、基本方針5は、学校教育と家庭教育の充実に限定をさせていただいております。そして、新たに基本方針6を立てまして、教育施設と地域社会の連携、これまでのもとの、教育施設の整備等ということで、改修等のことも含めまして入れ込んでいるものでございます。

これが大きな改正点の6点でございます。

なお、4枚目、5枚目は、昨年度のものをご用意しております。

それでは、順を追って、平成25年度の改正点につきまして、お時間をいただきながら、ご説明を申し上げたいと思っております。

まず、基本方針1(2)「心の教育の推進」でございます。

2行目の真ん中、「道徳教育」という文言を、千代田区は心の教育の推進と位置づけておりますので、道徳教育を、さらにもう少し広げた形の「心の教育」という文言に改めさせていただいております。

続きまして、(3)「いじめや不登校への対応」、昨今の学校問題を意識しまして、また、大津のいじめの事件もございましたので、いじめということ、しっかりここで人権尊重の精神、豊かな人間性を育む教育の推進の中に位置づけましょうということで、(3)に入れております。

そこで、先ほども申し上げましたように、3行目以降、スクールソーシャルワーカーと、5行目、「いじめ相談ホットライン」の24時間対応、こちらを入れ込んでおります。

続きまして、中黒の2点目でございますが、こちらは不登校児童への対応と、指導課が適応指導教室、白鳥教室も担当しているということで、新たにきちんと「適応指導教室等の有効活用」という形の文言を入れております。

(4)につきましては、項目出しだけです。

続きまして、基本方針2です。(1)「確かな学力の定着・向上」という項目です。

こちらにつきましては、従前は、「知識・技能の確実な定着」という文言でしたが、基本方針2の上から3行目、「そのため、基礎的な知識及び技能の習得」という文言が統一されておりましたので、方針の文言を使い、「基礎的な知識及び技能の習得を図るため」という文言に改めさせていただいております。

続きまして、2点目の「思考力、判断力」ですが、今まで「、」でしたけれども、「・」にしました。2行目、「論述など、身に付けた知識・技能を活用する」、習得、活用、探求というキーワードがございます。ですので、きちんと習得したものを活用するんだということを意識づけるために、「身に付けた」という文言を追加しております。

中黒の3点目。今までは、「個に応じた指導を一層充実させるため」という文言でございました。しかし、教育委員会が実施しております個に応じた指導というのは、どちらかというと、特別支援教育に使っている文言でございますので、紛らわしいということで、明確に、きめ細かな指導、学力向上

のためのきめ細かな指導という意味合いで、この言葉を追加しております。

続きまして、その3行下、「少人数指導の充実、及び小学校における部分的教科担任制の充実など」という文言は削除させていただいております。と申し上げますのは、実際にこれから習熟度別の指導等を重点的に行っていくというときには、「等」の部分に包含しても良いであろうという考え方です。決して小学校における部分的教科担任制はやらないというものではございません。

大きな事業としては、区費講師をきめ細かな指導の充実の事業の中で投入しておりますので、「区費講師等を活用した多様な指導態勢による」という文言に目出しをしたというものでございます。

続きまして、「就学前教育の推進」、これは従前どおりです。

(3)の「発達支援・特別支援教育の推進」でございます。従来は、「障害のある幼児・児童・生徒」という表現でしたが、やはり「障害」という言葉を改めまして、「特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒」という文言に改めたものです。

昨年、子ども発達センターが開設されましたので、そちらの文言を入れたということ。また、「小学校第1学年生までの支援の継続により、学校等集団生活への適応を支援する」という文言をつけ加えおります。

その2行下の「また、スクール・カウンセラーや発達支援アドバイザー」も基本方針5(4)からこちらに流し込んでいるものでございます。

続きまして、(4)「キャリア教育の推進」は、後ほどまた基本方針3(1)にも出てくるのですが、「子どもたちが」という表現、主語が入っているのが、この2つなのです。他の文言については、主語は「子どもたち」というのが当然あるであろうということで、「子どもたちが」と表記されているものは、統一的に削除しております。

また、その右側に、「進路指導」に取り消し線がございます。これはキャリア教育の考え方の中に含めるという意味で、「進路指導」を削除しております。

続きまして、基本方針3でございます。

まず方針の文言で取り消し線を引いてあるのが、ここが説明的な文章でございましたので、特に説明ではなくて、「何々をする」というような表現をするために、取り消しをしております。決して軽んじているわけではございません。包含的にきちんと理解をした上で、「何々をする」ということをうたっております。

また、それを消すことによって、健康と体力を少し強調する必要性があるだろうということで、4行目に「健康と体力を増進し」という文言を追記しております。

次に、(1)「健康と体力の増進」ですが、「子どもたちが」は先ほどと同様です。

また、2行目、「心とからだの健康づくり」に「 」がついておりました

が、事業名でもなく、取り組み例でもないので、特に必要はないということで削除しております。

続きまして、中黒の3つ目、「保育園・こども園・幼稚園の5歳児、小学校・中学校・中等教育学校の全学年の全児童・生徒を対象に、体力・運動能力調査を実施し」、これは実際にやっていることです。そして、「個人データの分析をもとに、体力・運動能力向上策に取り組む」という文言を新たに追記しました。これまで、体力向上ということが大きな課題と言われている中で、基本方針の中に十分な表記がされていなかったということに鑑みまして、今回追記をしております。

「読書活動の推進」、「情操教育の推進」というのは、従来どおりです。ただ、先ほどの説明の中で、知・徳・体の「体」の部分に当たるのですが、「体」の部分というのは、実際は(1)だけと捉えられがちです。しかし、基本方針3のところ、「豊かな心」を「情操」に変えております。説明していませんでしたが、「豊かな心」を「心」は基本方針1に持っていきたいと思っていますので、「心」がここに入ってしまうと、またわかりづらくなってしまいうことで、「豊かな情操を培う教育の推進」と直したものですから、読書活動と情操教育の推進は、この基本方針3のままにしております。

続きまして、基本方針4、先ほどの説明のとおり、「伝統文化の継承」というものを入れております。

基本方針4につきましては、知・徳・体以外にも、取り組まなければならない教育課題、あるいは千代田独自の特色を打ち出せる部分だと認識をしております。そこで、今年度から重点的に取り組んでいくという防災教育についての方針が、今までは方針5の中に書かれていたんですが、きちんと目出しをして、意識をしていきたいと思いますということで、文言修正をしております。ですので、「国際化、情報化の進展、地球環境の悪化」に加えて、「自然災害への対応など」という言葉を追記しております。よって、その後の語尾も、「めまぐるしく変化する現代社会の課題に対して」という表現に改めております。また、「伝統文化の継承」ということを位置づけておりますので、「我が国の伝統文化に愛着をもち、世界の人々と」と加えております。最後に、「国際教育」、「情報教育」、「環境教育」に加えて、「防災教育の一層の推進を図る」という表現に変えております。

それでは、方針の具体的な内容です。

(1) 「伝統文化の継承」。ここは取り消し線、「保存」と「整備」は学校教育ではないのかなという考えの元、「保存」をとり「継承」だけ、あるいは「整備」ではなく「有効活用」という文言に改めております。

続きまして、(2) 国際教育の中黒、1つ目、2つ目、3つ目は従来どおりでございます。

続きまして、(3) 「情報教育の推進」。中黒の1つ目、取り消しで、「各校の年間指導計画の見直しを行い」、これは見直しが既に終わりました

ので取りました。

中黒の2つ目、こちらは、基本方針5（3）から持ってきている文言でございます。特に、赤い字のところは修正はございません。移動だけです。青字のところは、平成26年度にICT機器の更新がございますので、それに向けてしっかりモデル校を設置し、活用方法等について検討を行うということで、モデル校は神田一橋中学校に設置しているわけですが、より神田一橋中の特色化を図るという意味合いも込めて、こちらに文言を追記しております。

なお、モデル校においては、部活動等も、コンピュータークラブだとかいったものも設置していただくような方向で考えております。

続きまして、環境教育につきましては1点だけです。3行目の真ん中、「第2次実行計画」が「第3次実行計画」となったため、数字の変更をしております。

続きまして、（5）「防災教育の推進」につきましては、基本方針5（8）にありましたものを、基本方針4に移しました。赤い字のところは従来どおりの文字ですが、青い字のところに、「災害時に、自他の生命を守るための態度や行動力を育成するため、体験的・実践的な防災教育を充実させる」という文言に改めております。

続きまして、基本方針5です。

こちらは学校教育・家庭教育の充実の特化したものでございます。ですので、基本方針5の文言を全て変更させていただいております。「家庭・学校（園）が一体となり、子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図れるようにする。そのため、家庭や地域等の信頼に応えられるよう、開かれた学校・園運営を展開するとともに、学校（園）・家庭教育力の充実、向上を目指す施策を推進する」というものにしました。

前段の説明的な文章がありましたが、そちらについては、中の方に盛り込んでおります。後ほどご説明申し上げます。

それでは、（1）「学校（園）の教育力の向上」、中黒の1つ目につきましては変更ございません。

2つ目は、取り消し線で、「および」を漢字に直したものでございます。

中黒の3つ目は、基本方針2（9）に位置づけられていたものを、学校の教育力ですので、教員の資質・能力向上をここに位置づけた方が座りはいいだろうということで、こちらに移動しています。同様に、最後の「生徒の多様な個性や適性に」という文言につきましても、基本方針2（8）からこちらの方に位置づけております。ここでは、中学校・中等の充実、特色化を推進するというものです。

続きまして、（2）「家庭教育の充実」についてです。

こちらの中黒の1つ目の赤い字の3行が、実は基本方針5の前段に書かれていた家庭教育の重要性について示した部分です。ですので、この追記をし

た上で、それぞれの方針を書いております。今回、この中黒の1つ目につきましては、「また」以降が追記されております。「親支援講座の実施」というものを追加しております。

続きまして、中黒の2つ目につきましては、食育と家庭の役割のことを書いているんですが、「また」以降に、「性に関する問題」に加えて、「児童虐待」をしっかり位置づけております。

続きまして、中黒の3つ目。こちらは変わりはありません。

最後の中黒につきましては、取り消し線で、「児童・家庭支援センター並びに」、それと「自然な形での」ということを、文言整理をさせていただいております。

続きまして、最後、基本方針6でございます。

こちらは新設になりますので、基本方針の文言は全て、全文新規になってございます。

「学校をはじめとする教育施設と家庭・地域社会の協働を通し、都心千代田にふさわしい魅力ある教育環境づくりを実現する。そのため、保護者や地域、大学や企業・NPO等との緊密な連携・協力のもとに、地域に根ざし区民の期待に応えられる、地域社会との連携を推進していく。また、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場である学校施設・児童福祉施設のより良好な環境を確保していくため、学校・園施設の計画的な整備を進めていく」という方針の文言でございます。

中黒の1つ目は、従来どおり、基本方針5の(10)に位置づけられていたものです。

中黒の2つ目は、「放課後の学校施設を活用し」と「放課後子ども教室」を推進する」という個別の事業名が記載されていたのですが、特に表記する必要はないであろうということで、文言整理をしております。

続きまして、中黒の3点目。取り消し線で、「特に、大規模災害等」云々というのは、基本方針4(5)へ移行したものでございます。

続きまして、中黒の4つ目。「学習やスポーツ活動を行う意欲をもち」が取り消し線になっているかと思えます。この内容につきましては、学校教育というよりは、どちらかというと、文化・スポーツ、生涯教育に関係するところということで、文化・スポーツ課所管になるのかなというところで削除をさせていただきました。それに加えて、赤い字で、「千代田区にある大学・専修学校等の学習資源を積極的に活用する」という文言を追加させていただいております。

なお、こちらは、基本方針3の(4)、(6)、(7)から移動しているものでございます。

続きまして、中黒の5つ目。従来は「新型インフルエンザ等への対応」という表現になっておりましたが、限定を解除させていただきまして、「インフルエンザ等の感染症への対応」という文言に改めております。

続きまして、中黒の6つ目につきましては従来どおりです。

その次、8つ目につきましては、これは新たにつけ加えているものです。教育施設の整備に係る文言で、「子どもの教育・保育環境の改善や安全性の向上のため、学校施設・児童福祉施設の計画的な整備を進めていく」という整備の推進の基本的な考え方をこちらに明記をさせていただいております。

なお、(13)、(14)は基本方針1(2)への統合、それと、(14)の九段中等につきましては削除というような形になっております。

長く説明をいたしましたけれども、説明は以上でございます。

中川委員長

はありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

近藤委員
指導課長

平成24年度と比べて、なくなったものはありますか。

最後の基本方針6にあります(14)というのが、表現そのものがなくなっております。その他は、場所を移動したり、文言を修正したり、追加したりというものでございます。

近藤委員
指導課長

では、この(13)(14)がなくなったということですか。

失礼しました。(13)につきましては、基本方針2(2)「就学前教育の推進」へ、内容的には統合しております。

近藤委員

事前にお送りいただいて、しっかり目を通して見ると、これだけ整理をするのは大変だったろうなとか、大変見やすい形になって、私はこの形に大賛成です。今、指導課長の説明を聞きながら、細かなところで疑問だったものが、理解ができたところです。

ただ、幾つか質問をしたいというのがあるんですが、基本方針4の前文のところですね。「伝統文化の継承」という文言を新たに入れてあります。もちろん社会の変化とその対極になった内容ですから、当然そこへ入っていいんだと思いますが、「国際化、情報化の進展」というところで始まる2行目の最後のところ「我が国の伝統文化に愛着をもち」という伝統文化が入ったからこそ、こういう文言がここに出てきているんだと思いますが、何かつながらない文章になっていませんか。

指導課長
近藤委員

「課題に対して」という、そうですね。

「現代社会の課題」ということは、全てですよ。国際化から始まって、課題を列挙しながらきて、その課題に対して、以前であれば、「世界の人々と積極的に対話をして」とすぐに入っていたと思うんですが、そこにこの「我が国の伝統文化に愛着をもち」という、何かこの文言をここに入れるのであれば、何かその語尾を何か上手い文言でつなぐ必要があるんじゃないでしょうか。例えば「我が国の伝統文化に」云々というような、「愛着をもち」というと、何かこれだけ違う内容に見えませんか。また考えていただければと思っています。

それと、基本方針5のところ、学校教育を入れて、「学校教育・家庭教育」、2行目のところが「家庭・学校」、最後から2行目が「学校・家庭」

というあたりを、どちらかに統一すべきだろうと思います。

それと、基本方針5（2）「家庭教育の充実」というところ。「家庭は、教育の原点、全ての教育の出発点である。」。それから、その次が、「豊かな情操」から始まって、その文章が6行、ずっと1つの文章ですよ。 「豊かな情操、基本的な生活習慣、他者に対する思いやり」、ここに「などの基本的倫理」と入ってきている。この「基本的倫理」というのは、前の幾つかにかかっているんですかね。それとも、「他者に対する思いやり」だけにかかっているんですかね。多分1つだけにかかっているんだろうと思うんですが、「基本的な倫理」ということは、社会的存在としての人間間での共存のためのルールだとか規範だとかというのが「倫理」という言い方ですよ。 そうすると、そこだけ「倫理」と使うと、何か変だなと。「他者に対する思いやり」で切っちゃって、「などの基本的倫理」という文言は要らないんじゃないかなという気がするんですね。もしそこで「倫理」を使うのであれば、そこも語尾を工夫して、そこで1つの文章にしてしまうというか、そういう必要があるんじゃないかなと思います。それで、「社会的マナー」からまた始まって1つの文章にするという、そういう書き方が良いのかなという気がします。

それと、もう1点ですが、基本方針6の前文の「学校をはじめとする」というところの4行目、ここは、それぞれ個人的なものだから、何とも言えないんですが、「地域に根ざし区民の期待に応えられる、地域社会との連携を推進していく」って、読みづらいなというか。「地域に根ざし、区民、地域社会の期待に応えられる」というか、「地域社会」と「期待に応えられる」というのは、前後入れかえた方が、スムーズに理解できるのかなという気がしながら読んでいました。

以上が、私が気がついたことです。

ありがとうございます。

教育目標は、今日議決ですか。

いえ、違います。協議ですので、ご意見をいただいた上で、また改めて議案の時に、修正したものを出します。

今のご指摘、まさしくそのとおりだなというのがありますので、基本方針4につきましては、つながりを意識しまして修正をします。

また、基本方針5について、統一という観点からしますと、私の方で統一がされていないというご指摘のとおりです。

「基本的倫理」という文言についても、あるいは「地域社会との連携」についても、文言を整理させていただきます。

すぐにここでは代案は出せませんが、ご了解いただければと思います。

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

細やかに基本方針が設定されていて、心強いです。

基本方針1（3）のいじめのところなんですが、前年度より一歩踏み込ん

中川委員長
近藤委員
指導課長

中川委員長

古川委員

で具体的で、スクールソーシャルワーカーの派遣にも期待したいと思います。

少し教えていただきたいんですが、細かいんですが、基本方針2（1）の黒丸の3つ目の「少人数指導の充実」のところなんですが、「習熟度別の少人数指導」と、その前の「興味・関心や」というのは、興味・関心の程度に応じた少人数指導というのがあるんでしょうか。

指導課長 少人数学習指導を行う際には、習熟度に応じて、習熟度の高い子、普通の子、もっと頑張らなきゃいけない子というのが習熟度別です。

興味・関心の程度というのは、単純分割というようなのがありまして、子どもたちがこっちのコースで選びたいだとか、こっちのコースで学習したいとかというように、子どもたちの実態を教師がある程度把握したり、アンケートで子どもたちの意見を聞きながら、その習熟の程度によらず、子どもたちがこっちのコースへ行きたいだとか、こういう学び方をしたいだとか、そういうようなことで分割するときに、「興味・関心の程度に応じた少人数指導」と言っております。

古川委員 わかりました。ありがとうございます。

それと、基本方針3なんですが、説明のところで、真ん中あたりに、「自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることができるようにする。そのため」に、今回分かれて、また、「人々が生涯にわたり自ら学び」というような、「自己実現を図ることができるよう」というのが、まったくどいかなと思います。上の「自己の内面を磨くとともに、自己実現を図り」とか、まとめてしまうこともできるのかなと。「そのため、様々な学習の機会を」というのも気になりました。

指導課長 ご指摘ありがとうございます。ここも統一整理がされていない部分だと改めて認識をさせていただきました。ありがとうございます。修正いたします。

古川委員 基本方針4の伝統文化の継承のところで、私も、「現代社会の課題に対して、我が国の伝統文化に」と続くのは、違和感がありました。前年度の「我が国の伝統文化に愛着をもち」という、ここに入れるなら、前年度は、「現代社会において」とシンプルだったと思うんですが、そうすればつながるのかなと。

細かいんですが、教育方針5（1）の黒点、4つ目のところで、「中学校・中等教育学」の「校」の字が抜けています。

指導課長 脱字です。

古川委員 以上です。

中川委員長 まず、基本方針3なんですが、「健康と体力の増進」のところで、3行目「健康づくりを推進する。とりわけ、個に応じた望ましい食習慣や運動習慣をはじめとする」とあるんですけど、「個に応じた」というのはなくてもいいのではないかなと思います。

それから、「スーパーバイザー等専門家の区立学校等への派遣を行う。さ

らに、学校、家庭が連携し、体力向上や食に関する指導をはじめとする健康教育を推進する」という、「指導をはじめとする」というの不要かなと思いますが、考えてみていただければと思います。

それと、さきほどから問題になっています基本方針4なのですが、ここはもう少し整理していただいた方がいいのかなと。伝統文化の継承と、それから自然災害への対応というのが一緒になるものなのかというのが、わからないところがあるんですが。だから、そこを2つに分けてしまってもいいんじゃないかなと思いました。

それで、基本方針4（2）「国際社会において、広い視野に立ち、主体的に行動できる能力の基礎を培うため、保育園・こども園」で、「児童の英語に親しむ活動・外国語活動」というのがありますが、ここの「幼児・児童の英語に親しむ活動・外国語活動」という、「英語に親しむ活動」と「外国語活動」という、この関係ももう少し整理できてもいいのかなと思いました。これはどっちかにしてしまって、「幼児の外国語活動を推進し」とかでいいのではないかなと。

それから、その先に、なぜ外国語活動を推進するかというと、中学校・中等教育学校における海外交流教育を推進するのでなくて、海外交流教育につなげていくためにやっているのではないかなと思っています。

それと、ここを分けた方が良くと思いますが、「環境教育の推進」というところで、「原子力発電所事故等を踏まえたエネルギー問題」というのがあるんですが、ここはやっぱり「原子力利用のあり方を踏まえた原子力問題」とか、事故が起こったためにということでは基本的にはないんじゃないかなと思いますので、考えていただけたらと思います。

それから、次の基本方針5で、「家庭教育の充実」というところで、さっき近藤委員もおっしゃっていたと思うんですが、「教育の原点、全ての教育の出発点である。豊かな情操、基本的な生活習慣、他者に対する思いやりなどの社会的マナー、自制心や自立心を養う上で、家庭教育が果たす役割が重要であることを踏まえ」というような、「基本的倫理」というのは要らないんじゃないかなと思いました。

それと、基本方針6の、「また、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場である学校施設」という、「活動の場」というのはどうでしょうか、なくてもいいかなという気が私はしました。

それから、基本方針3（4）（6）（7）、「インフルエンザ等の感染症への対応については、千代田保健所等と連携のもと、家庭及び教育関連施設等における感染予防策の徹底をはじめ」ではなく、「徹底を図るために、適切な情報収集及び保護者・地域への情報提供、事業継続」などをしていくというふうな形の方がよろしいんじゃないかと思いました。

後ろの方からお答えてしていきたいと思います。

インフルエンザ等につきましては、「図るため」という修正をしていきます。

指導課長

また、基本方針6の「活動の場である」というのも、これは削除してもよろしいですね。

その次、「基本的理念」につきましては、近藤委員と同等に対応してまいりたいと思います。

基本方針4の原子力発電所の事故等につきましても、「利用のあり方」という文言に改めさせていただきます。

国際社会における「幼児・児童の英語に親しむ活動」、ご指摘のとおり、幼児に対しては「英語に親しむ活動」、児童に対しては「外国語活動」というような形で、最終的に海外交流教育につなげていくというのはご指摘のとおりでございますので、ここも少し整理をさせていただきます。

それから、伝統文化の継承につきましては、近藤委員同様、きちんと2つに分けるなど、表記を改めさせていただきます。

それと、基本方針3の中黒2つ目の下から2行目の「家庭が連携し、体力向上や食に関する指導をはじめとする」という意味合いなのですが、これは「食に関する指導」というのが1つの段落、文言になっておまして、いわゆる「食育」という言い方と、東京都においては「食に関する指導」というような文言を使っておりますので、もう一度改めてわかりやすいように精査したいと思います。

それと、中黒の1つ目、今度は望ましい食習慣のところ、とりわけ「個に応じた」というのは、委員長ご指摘のとおり、削除させていただきます。

あと、基本方針3の「そのため」以降につきましては、ご指摘のとおり、「図ることができるよう」という、先ほどの説明と矛盾した文言になっていますので、整理をさせていただきます。

中川委員長

ありがとうございました。

すごくわかりやすく、すっきりしてできているなと思って見せていただいたんですが、その上で重箱の隅をつつきましてすみません。

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

特にないようですので、それでは、次回の教育委員会で、これは議案として提出します。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 移動教育委員会(2月12日)

(2) (仮称)子どもの遊び場に関する基本条例

中川委員長

では、日程第2、報告に入ります。

子ども総務課長

初めに、子ども総務課長よりご報告をお願いいたします。

それでは、2点、報告がございます。

まず、1つ目が移動教育委員会についてでございます。

次回の2月12日の教育委員会でございますが、こちらを移動教育委員会の提案させていただきます。

会場を一番町児童館で行いたいと考えております。

委員の先生方には、14時15分に区役所玄関前にお集まりいただきまして、車でのご移動をしていただき、施設の見学、とりわけこの一番町児童館におきましては、一時預かり保育の利用率が非常に高い施設です。その状況をご覧いただき、その保育の状況について、その様子をごらんいただきながら、保育者とのお話を聞くといった時間もとればいかなと考えております。

そして、一番町児童館での視察が終了後、近傍でございます麴町区民館、通りを挟んで、坂道を上ったところに麴町区民館がございます。こちらに移動していただきまして、教育委員会を開催していきたいと考えております。

時間等は調整中とございますが、近くなりましたら、委員の皆様方には改めて集合時刻等についてのご案内を差し上げたいと考えてございます。

こちらについては以上でございます。

中川委員長

ありがとうございます。

それでは、この件に関してはよろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、次、お願いいたします。

子ども総務課長

続きまして、「報告」とありますが、これまで教育委員会におきましては、次世代育成の分野につきましては、報告という形でさまざまな事案についてさせていただきましたが、事意思決定にかかわる部分については、特にしなかったという経緯がございます。この点は、さまざまな分野でいろいろとご指摘もいただきました。事務局といたしましても、課題であると再認識しているところでございまして、今後、今年4月を目途に、教育委員会にかかわる全ての施策の意思決定にかかわる部分につきましては、委員の皆様方にご議決をいただきますように、現在、区の法規担当と詰めているところでございます。今のところは、報告という中での説明になってしまっていて大変恐縮なんですけど、そういう前提の上で、子どもの遊び場に関する基本条例についてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料をご覧いただければと思います。

子どもの遊び場確保に関する検討会の報告につきましても、前回の教育委員会の中で報告をさせていただきました。その中で、この四角囲みにありますが、報告書の趣旨について、とりわけ下線に書いてあるようなこと、場所の確保が非常に区内では厳しい。区有地だけではなくて、民間遊休地等の活用も図るべきだと。こういった活動をやるには、外部の監視といいますか、進行管理といいますか、監督というんでしょうか、外部委員に色々と意見をいただく必要も出てくるのではないかと。この事業を継続させるためには、

地域の方々の協力が欠かせないと。そして、もしキャッチボール等の球技をさせるのであれば、ただ、条件整備だけではなくて、人的措置、具体的にはソフト面でのプレーリーダーの配置等がないと成立しないんだといったことが報告書の趣旨でございました。

そして、この趣旨を踏まえた形で、教育委員会でございますので、とりわけ次世代育成の観点から、施設整備ではなくて、ソフト面からのアプローチとして、考え方の整理、宣言といった形の基本的な理念を盛り込んだ子どもの遊び場に関する基本条例、全部で6条なのですが、今般、平成25年区議会第1回定例会で提案を予定しております。

2番に書いておりますが、「条例案の概要」でございます。

前文で、小学生の要望や宣言を会話調にして前文に取り入れる。これは、今、千代田区の子どもたちが置かれている状況を、子どもの会話調に改めたものです。場所がなくて困っているよね、外遊びしたいよね、というようなことを、子どもの言葉でまず状況をご紹介します。まさにそのとおりであるといったことで、区としても子どもの外遊びを奨励するんだという条例をつくる必要がありますよということを宣言します。そして、区の役割、区民、事業者等の役割、保護者の配慮事項、これは何かというと、親が外で遊ぶということも1つ入れようじゃないかと。親が外で遊ぶべきだということもあえて入れたものでございまして、子どもとしても約束を守ってほしいことについて記載しました。

条例の原案でございますが、前文で、まず子どもの会話があって、外遊びをしたいんだということを言い、テレビゲームだけではなくて、体を思いっきり使って遊びたいんだと。そういうことだったらきちんと約束を守るよというような言い回しを、大人の言葉ではなくて、これはこの検討会の委員の中に学校の副校長先生もいらっしゃいました。その言い回し、言い方として、これが子どもの言葉かどうかというところはありますが、こういう状況にあるからこそ、改めて区としても遊び場の確保をしていきますよと宣言しました。

そして、繰り返しになりますけど、制定目的、区の役割、区民、事業者等の役割、保護者が配慮すること、遊び場の子どもが守ることといった項立てでなっているものでございます。

こういう内容で、区議会第1回定例会に、条例として提案をしていこうかなと考えております。

このスタイルですが、平成19年に制定いたしました「地球温暖化対策条例」が、同じような形で、中学生の会話から入って、温暖化対策が必要だということをまず中学生にお話をさせて、区として温暖化に取り組むんだという、これも理念的なところが大きい条例の様式にのっとった形でつくったものでございます。

1つ1つの内容については、ご覧いただければわかりますし、これまでも子どもの遊び場確保に関する報告をさせていただきましたので、それを込め

ております。ご覧になっていただければと思いますので、事務局からの説明は以上とさせていただきますと思います。

中川委員長
子ども・教育部長

ありがとうございました。

私から補足をさせていただきますと思います。

過日まで、この条例について、区の責務となっておりますが、区の責務というのは区長の責務でございます。そういうものを、教育委員会の中で条例案をつくり、協議をして、区長に出すということが大きな課題でございました。ご指摘のとおりでございます。この条例につきましては、その後、すぐ法規担当とも議論をいたしまして、区長からの提案が当然でありましょうということになりまして、従来どおり、教育委員会につきましては報告で対応すると。ただし、その前段として、この課題だけではなくて、教育委員会の権限ということについては宿題となっております。3月中にはきちんと教育委員会にご了解をいただいて、4月以降の教育委員会における権限、すなわち区長の権限であるものを、教育委員会を素通りして教育長に委任されているという状況でございます。これにつきましては、現在、方向性としたしましては、次世代育成と部門を統合して5年という中で、当然見直す時期には来ておりますが、今現在、区の状況の中では、それをまた分離するという方向性には現在ございません。したがって、教育委員会に、この区長から委任された、または教育長に権限がそのまま移譲されているものを、どのように処理されていくかということに関しましては、基本的な方向としたしましては、この前のように、本体が教育委員会にかからず、その枝葉末節であります、要綱等がかかるようなことがないように、基本的には教育委員会の協議事項としていくように、教育長の権限を縮小する方向で、法規担当と詰めておりまして、3月の冒頭には案をお示しし、ご理解をいただいた上で、教育委員会としての一応の整理をつけたいと考えております。

ただし、これも来年度以降は教育委員会の協議事項になってきますので、それらも踏まえて、今回、この案文につきましては、区長提案になりますが、皆様のご意見をいただきたいというのが趣旨でございます。

中川委員長

わかりました。

この件に関しまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

市川委員

前文については前例があるよと、そういうのがあるからこういう前文をつくってみました。こういう説明だったんですけれども。前例があるからこれをつくったんですか。

子ども・教育部長

この子どもの遊び場検討会におきまして、報告書が出ました。そして、子どもの意見とかをいろいろ聞く必要があるということで、検討会の中でアンケート調査をして、その報告書がまとまった中で、平成24年12月の常任委員会にこの検討会の結果報告をいたしました。そのときの委員会の意見といたしまして、この条例案を子どもの視点から見直してもらったらどうだと。この条例案文を、子どもに、皆さんの意見を聞くべきという意見があったのですが、何せ基本条例でございますので、小学生が見てもなかなか理解できな

いのではないかという中でどのようにしようかと。前段で、麴町小学校にお願いしたんですが、子どもの遊び場について、子どもたちがどんな意見を持っているか調べてくれということで、副校長先生が、全員ではなかったんですが、麴町小学校の皆さんの意見を聞いて集約したものをこちらにいただいたと。こういう意見があるよと。これをどういうふうな形で取り込もうかといったときに、なかなか条例案文には生かせないものですから、前文の中で子どもはこんな遊び場を欲しがっているんだということを入れようという次第でこのような形になっているということでございます。

市川委員 状況としてはわかるんですけどね、少なくとも衝撃ですよ。そういうことをしていいのかどうなのかという検討はどうなんですか。法令的に見て、前文というのは、条文それよりも重いはずですよ。

子ども・教育部長 そうですね。

市川委員 そういうことであるので、今いただいたような説明で、こういう前文をつけるということはいいか、悪いのかということを検討しないといけないんじゃないですか。

子ども・教育部長 実は、首脳会議が24日でございますので、私どもの方から、こんな意見もあるということで議論をさせていただきます。

なお、前回の首脳会議でも、この原案がかかったんですが、子どもたちの意見を入れるということに関しましては、実は細かく議論がされません。環境条例もあるのねというあたりで終わってしまったということがありますので、改めて区としての法令をつくる趣旨というのを、法規担当もあわせて、意見を聞いてみたいと思います。

市川委員 この前文と、関係が少なくともあるんだろうと思うんですが、この条例というのは、ですます調で書いてありますよね。それでよろしいんですか。法令の常識として。

子ども・教育部長 このですます調につきましても、事務局の中で議論をしました。これでいいのかということであったんですが、この前文を入れるということは、子どもたちの意見で、この条例そのものが、遊び場を使う子どもたちにも、この条例の趣旨、前文等を含めて、比較的わかりやすいようにつくろうという趣旨の中で、ですます調に変更、わざわざつくったということにはございます。

市川委員 納得がいかないんですけどね。子どもたちにわかりやすいんじゃないんだろうと思うんですよ。つまり条例ですからね。条例と言われるぐらいのものを、そういう方法でしてしまっているのかということですよ。皆さんはお役人さんですから、法令の専門家でいらっしゃるはずですよ。そういうことをしてよろしいのかどうなのか。基本的な問題だろうと思うんですよ。

この条例が何年続くか知りませんが、先ほどの言葉を借りると10年先、20年先、こういう条例が残っているということが、良いことなのか、悪いことなのか。恐らく現状に即しないのではないのかなという気がするんですね。必要なことを必要な言葉で、きっちり、他に解釈のしようがないという言葉でつくるのが法令の基本だろうと思うんですね。

子ども総務課長は、条文の説明はみんなわかりやすいから略しますと、略したくらいですから、ここに書かれている内容というのは、小学生にわからなかったらなんていうことではないと思うんですね、1・2年生はともかく。決まり切ったことが書いてあるはずですから。

そういう意味で、お答えはよろしいんですが、私はこの条例の書き方について非常に疑問に思います。こういう書き方をした条例というものを、私としては承認にしたくない。書き方ですよ。中身じゃないですよ。

子ども・教育部長
市川委員
子ども・教育部長
市川委員
子ども・教育部長
中川委員長
市川委員
中川委員長
市川委員

特に、この条例案文になってからというところで……

2つ質問しましたよね。前文と、ですます調でいいんですかという。

わかりました。もう一度、協議します。

きちんと、法令担当の方と相談をしていただきたいですね。

わかりました。次回に、ご報告させていただきます。

ほかはいかがですか。

内容的なこと、いいですか。

はい。

中身で、去年の11月でしたかね、あのときに、条例案文が出てきたら、聞きたいことがあればお聞きしますとお答えしたと思うんですが。この中で、「事業者」という言葉が前文、それから2条ですか、そのほかにも出てくるのかもしれませんが、今度は「事業者」という、「事業者等」と出てくるんですね。この言葉自体が非常に、何の事業者なのか、これは恐らく、全体から見ると、千代田区で土地を持っていて、千代田区の中で商売か何かをされている、あるいは会社を営んでいるということを漠然と頭に描いて、「事業者等」という言葉を使っているのではないかなという心配があるんですけども、実態はどうなんですか。

子ども・教育部長

この「事業者」ということに関しましては、この遊び場についてどういう対象があるかといいますと、区立の施設は当然、国の施設もあるだろうと。そういう中で、実は千代田区内では、事業所ビルの公開空地が多いものですから、その中でも提供を、子どもの遊び場に提供できないかと議論が出たんです。そういう面から、実は「事業者」と使っているところなんです。

市川委員
子ども・教育部長
市川委員

それこそ説明を聞かないとわからないですね。

そうですね。

そういう事業者、仮に今、部長がおっしゃったような事業者だとして、そういう方から、どういう形で、「努めること」と2条には書いてあるんですが、提供されたと、しかも、提供してくれるかどうかはわからない。ただ、提供された場合には、その「提供された土地の活用に努めること」と、こう書いてあるんですが。これは事業者が活用に努めるんですか。それとも、この条例の役割である、「区の役割は、次のとおりです」と、こう書いてあるので、区がやるんですか、どうなんですか。

子ども・教育部長

区に対してそういう土地が、例えば開発前に数カ月間残っているから、どうぞ区で、3カ月間なら3カ月間使ってくださいよという提供といったこと

になると思います。

市川委員 私もそう思います。

子ども・教育部長 区の方で、子どもの遊び場として提供できるような土地があったら、ご提供くださいということで、募集もしたいと考えているんです。

市川委員 つまり無償で提供された場合ということですか。

子ども・教育部長 はい。基本的には、今、この下に要綱等をまた作成していかなくではいけないんですが、無償で提供していただいて、物を募集すると。ただし、そこにかかるような光熱費等については区で負担いたしますというところなんです。

市川委員 要綱に出てくることになるんですか。

子ども・教育部長 そうです。子どもの遊び場を確保したことの具体的な運用は、これは基本条例になりますので、個別に要綱等をつくり、具体的に折衝して、お互いの覚書等で処理をしていくというふうになると思います。

市川委員 今の部長がおっしゃったのはどこに書いてあるんですか。

子ども・教育部長 これは基本条例で、あくまでも確保するというところまでなんです。提供するという基本理念として条例をつくっていると。本来ですと、条例があって、その条例がもう少し集中したものであれば、規則があって…となるのですが、遊び場が具体的に提供されたものの運用については、また土地のそういう貸借については、要綱による定めということになってきます。

市川委員 少なくとも、要綱によって決めていくんだということはどうしてこの条例に書かないんですか。基本条例だからという説明なんですけど。

子ども・教育部長 それで、第6条の中で、「この条例の施行に必要な事項は、別に定めます」というふうに落とし込んであるんですが……

市川委員 別に定めるといったって、施行期日も入っていないから、施行期日ともとれますよね。違いますか。

子ども・教育部長 施行期日はその下で、条例施行は4月1日となります。

市川委員 「別に定めます」と書いてあるということは、要綱を定めるということの意味しているということでしょう。

子ども・教育部長 そういうことです。

市川委員 では、何で「要綱」と書かないんですか。私、この条例を一読して、今日配られたんですよ。非常に言葉は悪いんですが、わかりやすいという言葉で紛れて、必要な条例を書くという言い方、よく専門家はしますよね、条例の書き方になっていないんじゃないかと非常に感じるんですよ。必要なことも、言葉の定義もはっきりしていないしね。

子ども・教育部長 まだ、今協議しているところでございますので。

市川委員 協議をしていただきたい。できれば専門家の意見を聞いていただきたい。子どもたちにわかるようにと言ったって、子どもたちがこの条例を見てどうこうということはないんだろうと思うんですね。学校の教科書じゃないんだから。

恐らく、前の次の部分にありましたが、小学生を中心とした子どもたちに

遊び場というのを提供するんだという話ですから。この条例を見るとすれば、小学生を中心とした、小学生がまさに言うことを。こんなに漢字がいろいろあって、管理だとか何とかって難しい言葉がたくさん出てくる。これを読ませるんですか。非常に、そういう点も配慮が足りないなと思うんです。ぜひ、検討していただきたい。

子ども・教育部長
中川委員長

ありがとうございます。

他にいかがですか。

子どもたちが、前文のところに書いてあるんですが、子どもたちの遊び場に対する、僕たち、私たちの遊び場宣言じゃないというようなことで、僕たち、私たちはこういうような遊び場が欲しいですか、それをやるにはこういう目的、自分たちの責任でもってけがをしないように十分気をつけますとか、そういうようなことを子どもの言葉で、宣言みたいなものがあるのもいいんじゃないかなと思うんですが。

子ども・教育部長
市川委員
中川委員長

そうですね。そのような手法もあると思います。

まさに委員長さんがおっしゃるとおりだと思うんですね。

それはそれとして条例という形はきちんとできていけばいいんじゃないでしょうか。

子ども・教育部長
中川委員長

条例の前文ではなくて、遊び場宣言というものをつくって…。

その方がいいんじゃないかなと。

子ども・教育部長

いわゆる共同宣言とかいうふうなものと同じようにして、条例は全く別として…

中川委員長

そうですね、それで条例はきちんとつくる、ではないかなと思うんですが。これは1つの意見です。

市川委員

僕は、今の委員長の発言に賛成ですね。そういうふうにするべきですけど。条例と本文で、こういうことを書くのはいかがなものかと思いますね。

中川委員長

この件について、他にありますか。

(「なし」の声あり)

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 通学路安全点検の結果について

学務課

(1) 学校給食における食物アレルギーによる事故

(2) インフルエンザの状況

指導課

(1) 平成24年度東京都教育委員会児童生徒等表彰の結果について

中川委員長

次に、子ども総務課から、通学路安全点検の結果について、お願いいたします。

子ども総務課長

それでは資料に基づきましてご報告させていただきます。

通学路の安全点検につきましては、前の教育委員会でも中間報告させていただきましたが、平成24年5月に通学途上の京都府の小学生が複数人、死傷してしまった事故を受けまして、全国的に通学路の安全点検を、学校だけではなくて、道路管理者、警察、教育委員会を含めて、さまざまな目で総点検の要請がありました。それを受けまして、今年度の夏に、全8校の全通学路につきまして、学校関係者、保護者の方、道路管理者、警察、そして私ども事務局が現地に行きまして、危険と思われる箇所についてチェックをいたしました。

学校によってそれぞれ箇所数は違いますが、危険と思われる箇所、対策が必要な箇所が、全部で54カ所あったのですが、それをピックアップいたしまして、今後どういった対応をしていくか、担当者はどこなのかといったことを一表にまとめたものがこの資料でございます。

見方といたしましては、一番左側が学校別、箇所、危険な状況について、位置の表示、区分というところがそれぞれの分担する担当ですね。交通管理者といいますのは警察のことでございます。道路管理者というの、区道、都道、国道のそれぞれの管理者、そして対策というの、言葉が丸まっておりますが、例えば一番目の麴町小学校を例にとりますと、千代田区二番町2の番町中央通りの交差点の中の「中央通りの十字路に横断歩道の設置検討」といった、横断歩道が必要じゃないかということに関して、区の道路管理者、交通管理者、麴町警察署が協議して、横断歩道の設置について来年度反映していくんだと。それぞれの対策の方向性についてまとめたものを一表にしたものでございます。

この方向性で、今年度中に完結するもの、また、来年度以降になるもの、また、直ちに対応できないものもございます。例えば、裏面になりますが、和泉小学校の43番、千代田区東神田一丁目大和橋付近の「信号機の設置を希望」というものが、「煩雑になり難しい」、信号が欲しいという要望は出したが、なかなかそれは難しいですよということで、結局、問題点としてあったとしても、信号があり過ぎてその設置はできないというものも実はあります。

ただ、こういった箇所についても、繰り返した点検しながら検討をしていくということが必要かと思えますし、教育委員会も含めて、学校関係者、警察、道路管理者、全て共通認識を持って、この資料を持っております。

通学路の安全点検につきましては、今年度限りで終わらせることなく、また来年度も引き続き行い、また新たな箇所の発見もあるかと思えますし、また問題提起したところについても出てくるでしょうと考えております。

ですから、終わっていないものも実際出てくるのですが、そういうところについては、繰り返した検討をしていかなくはいけないかなというところのものもあるとご理解いただきたいと思います。

通学路の点検につきましては以上でございます。

ありがとうございました。

中川委員長

この件に関しまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、次に行きます。

学務課から、学校給食における食物アレルギーによる事故ですね。お願いいたします。

学務課長

それでは、学務課からご説明申し上げます。

教育委員会資料に基づきまして、「学校給食におけるアレルギー事故および千代田区立学校における対応について」ということで、ご説明します。

まず、1枚目なのですが、これは平成25年1月9日の朝日新聞をそのまま載せております。若干補足してご説明を申し上げます。

じゃがチヂミについては、おかわり用として4枚を多く入れてありました。それについて、担任が4分割をして、16枚に割って、これを食べる人、という形で聞いていったところ、当該児童が欲しいということを言われたので、「これ、食べて大丈夫？」と担任で声かけをしました。そうすると、当該児童は、「これを見ればわかるよ」と言って、家庭で自主的につくってきた献立表、これにつきましてはマーカーをした献立表ですね、それを見せたところ、じゃがいものチヂミにはピンクのマーカーが引かれていなかった。担任はそれを見て大丈夫だと判断したんですが、本来的には、学校等でつくっている除去食一覧表、この左の下の方に出ているものですが、チヂミについてはバツがついております。ということで、本来的には、これを見て確認するべきだったんですが、子どもが持ってきた家庭からの献立表で確認をしてしまった。

13時ごろ給食が終了しまして、その後、13時25分ごろになったら、当該児童が自分の席で気持ちが悪いということをしたのですが、当該児童はアレルギーの他にぜんそくも持っていたということで、ぜんそく用の吸入器も自分で持っていたと。それで、当該児童は恐らくぜんそくだと思って、この吸入器を使って吸入をしていたというところだったんですが、担任はそれを見て、近くの児童に養護教諭を呼ぶように伝えたと。その後、担当教諭は、当該児童のかばんからエピペンを取り出しまして、これを打つかと確認したんですが、当該児童は、先ほども言ったように、ぜんそくだと思って吸入をやっていたので、打たないでいい、と言ったので、担任は打つのをやめてしまったということです。

その後、養護教諭が到着をしまして、救急車を要請し、担任は職員室に行き、校長に報告をして、また保護者にも連絡をしたということなんですが。その間、担任がいなかった間に、養護教諭は、子どもが、漏れそうというようなことで、おんぶをしてトイレに行ったと。トイレに行ったときに、児童の名前を呼んだんですけど、もうその時点ではなかなか返事がなかったということで、その後、校長がやってきまして、13時35分ぐらいに校長先生がエピペンを打ちました。養護教諭については、AEDを試みたんですが、A E

Dでは処理の必要はなしということで、13時40分ごろ、救急車が到着し、その後、救急隊員から心肺停止ということがあったということです。

それから、この富士見台小学校ですが、昨年9月の下旬に、卵によるアレルギーのある児童の給食に、誤ってオムレツを出してしまったということがありました。この児童につきましては、1年生なんですけど、2学期に転校してきて、教職員と調理員の間で児童のアレルギーに関する情報が共有されていなかったということを受けまして、9月の事故を受けまして、同校では、翌10月に教職員向けの再発防止研修会を開いていたということです。その後、このような事故が起きたということです。

裏面を見ていただきたいんですが、「千代田区立学校における対応状況」ということで、区より各学校に、年1回、別紙1、「学校給食における食物アレルギーの対応について」というのを毎年出しております。

これにつきまして、対応についてを配付し、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、このような監修は文部科学省がやっております。それで、日本学校保健会——これが本物なんですけど、私はコピーしか持っていないのですが、に基づき、アレルギー対応を行っております。

保護者より、食物アレルギーの対応申請があった場合には、管理指導表とあって、この中に、このような表があるんですが、これは医者とかそういった方たちから書いていただいた書類を出していただくということで、それに基づいて、保護者と個人面談をし、校長もしくは副校長、学級担当、養護教諭が出席して、個人面談をしていくと。それで、学校給食の対応を決めると。校長先生が対応を決めるということになっている。給食開始までのフローチャートとしましては、まず全員に、食物アレルギーの有無を確認するというので、調査票を配付し、それを回収し、配慮や管理が必要なのかを確認します。その後、学校における配慮や管理が必要な児童・生徒の保護者に管理指導表を配付し、その後、管理指導表が提出された対象者には、保護者との面談を実施し、面談後、校長が対応について決定し、給食の対応を開始するというような段取りを行っております。

なお、給食を開始するに当たっては、2通りのやり方を行っております。

まず、1点目としましては、「保護者に来校していただき献立内容を確認」する。こちらは、アレルギーの原因食品が多岐にわたり、除去食等の対応が複雑な場合、毎月、保護者に来ていただいて、校長ないしは副校長、給食主任、養護教諭、栄養教諭、調理従業員従事者が出席し、関係者との共通の認識の徹底を図っている。

それから、「除去食の献立表を栄養士から保護者に配付し、書面のやり取りによる確認」というのは、栄養教諭が除去食等の対応を献立表に記入し——どちらかというと、アレルギーの軽い方ですね、については、保護者に配付し、保護者から内容を確認していただき、確認した旨の署名、または捺印をして、紙を栄養士に返却していただく。

それから、アレルギー食については、実際問題、調理をした後には、調理

員から直接児童ないし担任に手渡しをするということ。それから、担任は除去食の表を渡し、それを確認していくということです。

次に、各学校の状況ですが、今回おかわりが問題になりましたので、各学校どのようなおかわりの対応をしているかということで調べましたが、麴町小学校だけ、一定の量をつくって、除去食に対しておかわりをしている場合もあると。ただし、これにつきましては、直接調理室に行って、そのおかわりをもらうという形をとる。他の学校については、おかわりはさせていないと。それから、保護者に来校していただき、献立表の内容を確認しているのが、九段小学校、千代田小学校、昌平小学校、九段中等教育学校。そのほか、除去食の献立表を保護者に渡しているのが、麴町小学校、番町小学校、富士見小学校、お茶の水小学校、昌平小学校、和泉小学校、麴町中学校、九段中等教育学校ということになっております。

次のページが、先ほどの別紙1「学校給食における食物アレルギーの対応について」ですが、こちらは見ていただいて、あと、その次にカラーでついている除去食の共通理解ということで、このような順番でやっております。

それから、次ページを見ていただきたいんですが、「今後の千代田区としての対応」ですが、こちらにつきましては、この事故が起きたときに、1月10日の校園長会で、今回の事故について報告するとともに、アレルギー対応については、学校全体で情報を共有するということを十分注意していただくように伝えております。また、栄養士会とか調理業者にもこういったことを十分に注意するように伝えてあります。

今後の対応としましては、今回エピペンをすぐに打たなかったということもありますので、エピペンについての使用法、それから若い先生はなかなかアレルギーに対して認識がまだまだ浅いところもありますので、そういったことを考えまして、研修を実施するというところで、内容としまして、アレルギーのDVDがありますので、そちらを見ていただくのと、エピペンの使用方法、アレルギー給食対応についてということで、校園長会、副校園長会、幼稚園主任会、保健主任・養護教諭、食育リーダー・給食主任、それから保育園の園長等に研修をするということで考えております。

その他に、学校教職員と保護者との情報共有の更なる徹底、それから、先ほどの別紙1の学校給食における食物アレルギーの対応についての充実ということも考えております。

報告は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

学務課長

区内の学校の人数の把握というのは、もう全部できているんですか。

はい。区内の学校の把握としましては、現在、食べ物によるアレルギーは、幼稚園で31名、小学校が62名、中学校が19名いるということは調査してあります。

それから、なお、エピペンを携帯している園児・児童は、小学校で3名、中学校で6名ということです。

中川委員長
市川委員
学務課長
中川委員長
学務課長
子ども・教育部長
指導課長
子ども・教育部長
指導課長
学務課長
中川委員長
学務課長
中川委員長
学務課長

他に何かご質問はありますが。
エピペンというのは、保護者でない人でも、例えばこの場合、校長先生が打ってもいいのですか。
エピペンを注射することは、医師法違反にはならないと考えると。それから、医師法以外の刑事、民事の責任についても、人命救助の観点から、やむを得ず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定により、その責任が問われないということです。
他区の状況では、このアレルギーについてマニュアルをつくっている区も3区ぐらいあります。その中で、エピペンというのは、緊急の時はすぐ打つべきものだということを書いている区もありました。
そういったところも、補足するために、学校給食についての、年1回出している通知で充実をしていこうと考えているところです。
他にいかがでしょうか。いいですか。
エピペンというのは、AEDじゃないけど、常備しておくとかということ
はできないんですか。
それはできないと思います。
今回この研修をやるに当たっては、エピペンを売っている業者の方にご連絡したところ、貸し出しをしてくれるというので、仮のものなんですが、そういうものを貸していただいて研修をするということです。
アレルギーの種類によって、エピペンも、個人が持っているものは違う。
アナフィラキシーショックが発症したときに、アドレナリンを多く出せるように、打つものです。
基本的には共通なんですか。
はい。
スズメバチに2回刺されるとということがあります。その場合もすぐに打てばというようなことが書かれていました。
ありがとうございました。
よろしいですか。
おかわりで混乱することが多いみたいで、そういう子にはおかわりはしないとか、そういうことを徹底した方が良いと思います。
そうですね。ここら辺で、他の区の場合も、おかわりは自由かというと、給食室にとりに行くとかということをやっている区もあったんですが、こういう事故が起きたことによって、本来、給食は、一食幾らでつくっていますので、1人同じ量でいかになくてはいけないこともあるので、そこら辺も徹底していきたいと考えております。
ありがとうございました。
よろしいですか。
(「なし」の声あり)
では、次、インフルエンザの状況をお願いいたします。
インフルエンザについては、資料がございません。

平成25年1月17日に東京都福祉局から、都内のインフルエンザ流行が注意報基準を超えたという発表がありまして、今後もさらなる流行拡大が懸念されるため、感染予防に十分注意をするということで、引き続き児童・生徒に対する小まめな手洗い、せきエチケットの励行、教室等の適度な室内乾湿、換気や、児童・生徒に発熱等、体調不良がある場合は、無理せず登校を控えさせること、及び基礎疾患を有する児童・生徒への対応について、各学校等に対し、取り組みの徹底をお願いしているところですが。

1月16日、神田一橋中学校3年生が学年閉鎖しました。1日だけで、3年生101人のうち8人なんですけど、大事をとってということで、1月16日学年閉鎖をいたしました。

今度、こういったことで、学級閉鎖なり、学年閉鎖というのが増えてくる可能性もあるので、またご報告したいと思います。

以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長
指導課長

では、特にないようですので、指導課長よりお願いいたします。

議事日程では、(1)の児童生徒表彰の結果についてだけなのですが、2点ほど報告をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

中川委員長
指導課長

はい。

まず、1点目の平成24年度東京都教育委員会児童生徒等表彰の結果につきまして、教育委員会資料に基づきましてご説明を申し上げます。

東京都教育委員会児童・生徒等の表彰制度なのですが、こちらは、昭和59年度から、心豊かな児童・生徒等を育成することを狙いとして、善行やすぐれた活動を行った都立・公立学校(園)に在学する幼児・児童及び生徒を表彰し、広くこれを顕彰するものでございます。

主な表彰基準といたしましては、人命救助、またはこれに類する行為を行った者。2点目が、環境美化活動、障害者・高齢者等に対する福祉活動、伝統文化の継承活動、子ども会等の地域における活動を継続的に実践した者。3点目が、クラブ活動・部活動等の対外活動において著しい成果を上げた者。4点目が、その他、模範となる活動を行って、よい影響を与えるなど、表彰に値すると認められた者というもので、今回は、平成23年12月1日から平成24年11月30日までの間に行われた善行等を対象にして行われたもので、千代田区より1個人、1組、1団体の推薦をいたしました。

よって、この審査結果のとおり、1個人においては、番町小学校6年生の福島里優さん、第33回文部科学大臣杯少年少女囲碁大会の個人戦第2位という表彰内容で表彰していただくことになりました。

1組の組が、九段小学校5年生の依田太陽さん、5年生の堀和人さん、3年の依田大空さん、第9回文部科学大臣杯小・中学校囲碁団体戦全国大会の

優勝です。

そして、1団体、推薦したのが、富士見小学校の富士見わんぱく太鼓でございます。「和太鼓を校内行事及び地域行事において積極的に演奏。自らの意欲と技能を高めつつ、伝統文化を継承」するという。

千代田区で推薦した1個人、1組、1団体、全てが表彰の対象となりましたという結果でございます。

なお、団体で、東京北砂リトルリーグ、麴町中学校2名所属につきましては、こちらは江東区から推薦が上がりまして、こちらのリトルリーグに所属している1年生の加賀美奎輔さん、同じく1年の宮下拓土さん、麴町中学校の2名です。ザバス杯第46回全日本リトルリーグ野球選手権優勝、これは、全日本大会での優勝となり、日本の代表として世界大会に出場しております。（ ）で、第66回リトルリーグ世界選手権大会優勝ということで、この2名についても表彰の対象となったというものです。

誇らしいことですので、ご報告申し上げます。

ありがとうございます。明るいニュースですね。

何かありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、2点目、日程にはないのですが、昨今、大阪市における部活動の指導時における暴力による体罰についてのご報告でございます。

大阪市の体罰による、生徒が自らの命を絶つという痛ましい事故を受けまして、千代田区といたしましても、中学校、中等教育学校の校長先生対象に、1月8日の校園長会の際に、体罰は決してしてはならないと、教員の気持ちの緩みがあったときに体罰が起きてしまう可能性があるということで、まずは1月8日の校園長会で、口頭での指導をしております。

その後、東京都から、これまで学校には発出はしていないのですが、部活動指導における暴力による体罰の実態把握についてという調査が来ております。

調査期間が、1月28日から3月8日の間に調査を行います。調査の対象は、平成24年度1年間、4月1日からの部活動の活動中における体罰ということになっております。提出期限が、区内としては3月8日、東京都としては3月15日となっておりますが、調査対象は、中学校、中等教育学校の校長、それと顧問教諭、運動系も文化系も等しくとります。及び全生徒、全生徒対象となっております。

部活動指導における暴力による体罰の実態を、顧問教諭につきましては、校長による個別の聞き取り調査を行います。生徒につきましては、学級担任による質問紙による調査を行います。

具体的なものといたしましては、顧問教諭からは、実際に体罰を行ったことがあるのか、暴力による体罰ではないかと受けとめられかねない行為をしたことがないのか、あるいは暴力による体罰を見たことがあるかというようなことでございます。

中川委員長

指導課長

また、生徒への調査の内容については、ストレートに、暴力による体罰を受けたことがあるか、あるいは、顧問教諭ではないが、外部指導員あるいは卒業生、上級生から暴力による体罰を受けたことがあるか、あるいは暴力による体罰を受けたことを見たことがあるか、あるいは暴力ではないが、肉体的、精神的苦痛を感じる体罰を受けたことがありますかというような内容の調査になります。

こちら、区の方が、先ほど申しあげましたように、3月8日が提出期限となりますので、また3月の教育委員会において、結果についてはご報告を申し上げるところでございます。

報告は以上です。

中川委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

では、ほかにないようでしたら、教育委員の皆様から何かございましたら。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

では、特にないようですので、以上をもって、本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。